相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市静里町五八九番地、最後の住所岐阜県大垣市静里町一四九四番地八
被相続人　亡　林　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
事務所岐阜県大垣市丸の内二丁目五〇番地
パサージュ大垣三〇三号　弁護士法人岐阜合同法律事務所おおがき事務所
相続財産管理人　弁護士　大澤　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市西園町一〇〇〇番地、最後の住所京都市中京区西ノ京中御門西町一一四番地グラン・ドムール新丸太町四〇九号
被相続人　亡　大谷　光郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
京都市中京区西ノ京職司町二六―一五新近江ビル四階
相続財産管理人　弁護士　野々垣吉曜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区中堂寺庄ノ内町三四番地、最後の住所京都市南区久世上久世町八一三番地向陽セントラルハイツ一〇六号
被相続人　亡　中榮　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
京都市中京区夷川通富小路西入ル北側ムロビル二階加藤・藤田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　友彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市東区瀬戸町大内一四二九番地、最後の住所岡山市中区乙多見一四七番一特別養護老人ホームさつき園、最後の住民票上の住所岡山市東区瀬戸町大内一四二九番地
被相続人　亡　廣直　康子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
主たる事務所岡山市北区春日町五番六号
相続財産管理人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市松本町一四番地、最後の住所広島県呉市警固屋一丁目一七番一五号
被相続人　亡　大内　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
広島県呉市中央五丁目三番六号
相続財産管理人　大津　英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市若松区白山一丁目三三〇番地、最後の住所山口県防府市自力町六番一六号
被相続人　亡　伊豆　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
山口県防府市大字向島六二八番地
相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字台道六二四五番地、最後の住所山口県防府市大字上右田六七七番地の六
被相続人　亡　中村　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
山口県防府市大字向島六二八番地、事務所山口県防府市寿町一番一九―一〇二号
相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡水巻町猪熊三丁目二六九番地、最後の住所福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地四一番一〇号
被相続人　亡　山元　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
福岡県北九州市小倉南区北方四丁目一番一号　田代司法書士事務所
相続財産管理人　田代　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡添田町大字添田一〇七六番地、最後の住所福岡県田川市丸山町一五番二八号田中アパート一号
被相続人　亡　河西ヒサノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
福岡県飯塚市新立岩六番一六号
相続財産管理人　井上　道夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市西区河内町船津二三三七番地、最後の住所熊本市北区八景水谷一丁目一四番三五号
被相続人　亡　長谷川國弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
熊本市中央区保田窪二丁目一二番三号
相続財産管理人　司法書士　井上　広子

無縁墳墓等改葬公告

建物建築工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十月二十七日
一、墳墓等所在地　沖縄県中頭郡西原町我謝四六四
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　沖縄県中頭郡西原町小波津六三一番地コーポ糸一―五　城間　義弘

債権申出の公告（第二回）

当組合は、昭和六十年三月五日解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十八年二月九日、東京地方裁判所（平成二十八年（ヒ）第二二号）より当職が清算人に選任されました。
当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日
東京都葛飾区新小岩二丁目七番一二号
下小松商業協同組合
清算人弁護士　鈴木　周
連絡先　東京都新宿区西新宿七―三―一三光パークビル三階　みどり共同法律事務所

第45期決算公告

平成28年10月27日
福岡県北九州市小倉北区大手町5番5号
株式会社サニーライフ
代表取締役　大西　千里

貸借対照表の要旨（平成28年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,850,813
	固定資産	7,453,220
	資産合計	9,304,033
負債及び純資産の部	流動負債	8,211,129
	固定負債	940,030
	株主資本	152,874
	資本金	48,000
	利益剰余金	104,874
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	104,424
	（うち当期純利益）	(36,646)
	負債・純資産合計	9,304,033